

## 外来感染対策向上加算

院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取組を行っています。

- ・ 感染管理者である院長が中心となり、従業者全員で院内感染対策を推進します。
- ・ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- ・ 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・ 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- ・ 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業者全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・ 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。